

関電の原発マネー還流事件に関する質問・要望書

滋賀県知事 三日月大造 様

要 望 事 項

もはやこれ以上、関電に危険な原発の運転を続けさせるわけにはいきません。

1. 稼働中の原発の停止、高浜4号の12月中旬の原子炉起動中止、老朽原発（高浜1・2号、美浜3号）は再稼働をやめて廃炉にすること。これらを表明し、関電に求めること。
2. 立地地元並みの「事前了解の権限」を含む安全協定を早期に結び、周辺住民の声を反映させて、まずは、原発を止める事実上の権限を得ること。

日頃は滋賀県民の安全と、関西の水瓶である琵琶湖の保全に尽力していただきありがとうございます。

関西電力幹部20名が3億2千万円もの巨額の金品を受領していたことが、報道によって明らかになりました。関電はこれらを長期にわたって隠し続け、社会的に厳しい批判によってはじめて、八木会長等が辞任し、12月下旬頃に「第三者委員会の報告書」を出すことで社会的批判をかわそうとしています。しかし、当事者の関電が組織した「第三者委員会」では、事件の究明は不可能です。金品受領とその後の関電の傲慢な態度に、市民の怒りは増すばかりです。

今回の金品受領事件は、原発マネーの還流であり、原資は電気料金です。地元企業への不正な工事発注費が関電幹部の懐に還流していたなど、前代未聞の醜悪な事件です。迷惑施設である原発の建設・運転のために、地元工作を行ってきた結果であり、地元住民の反対や批判の声は握りつぶされ、民主主義は破壊されてきました。これら全ては、関電の原発推進策が生み出したものです。関電のガバナンスやコンプライアンスの欠如は底なしです。このような関電に、もはや原発を運転する資格はありません。

しかし関電は、高浜3号、大飯3・4号は運転を継続し、定検中の高浜4号は12月中旬に原子炉を起動すると発表しています。さらに、40年超えの老朽原発の高浜1・2号、美浜3号の運転もあきらめていません。

金品受領だけでも、公務員であれば懲戒免職です。電力という公益部門の企業でこのような不正を長期間隠ぺいし、原発を推進してきた関電に対し、これまで以上に毅然とした姿勢を示していただくよう強く求めます。要望と質問に答えてください。

1. 今回の金品受領事件の究明について

(1) 今回の事件について、関電は10月18日に知事を訪問し、謝罪したとのことでした。何を謝罪し、知事はどのように対応されたのか、説明してください。

(2) 関電は知事や市長だけにではなく、公の場で住民に謝罪すべきではないでしょうか。

(3) 関電が組織した「第三者委員会」の権限は不明です。調査範囲等は関電の了承が必要です。このような「第三者委員会」で、金品受領や30～40年にわたる深い闇の実態が明らかになるはずがありません。

関電は、関係自治体の首長には説明しながら、「第三者委員会が立ち上がったばかり」という理由で、野党が求めた参院予算委員会への参考人招致は拒否しました。自らの「第三者委員会」の都合を理由にするなど、国会と国民無視も甚だしく、反省は皆無です。

関電幹部の参考人招致等を実現し、実態を明らかにするよう、政府や国会に求めるべきではないでしょうか。

2. 原発の運転停止を求めることについて

関電は、現在も原発の運転を継続しています。定検中の高浜4号については、自らの「第三者委員会」の報告が出る前に、12月中旬にも原子炉を起動すると発表しています。金品受領を長期間隠ぺいしてきた関電を信用することはできません。火山灰対策(大山生竹火山灰DNP)については、「火山灰がディーゼル発電機に入っても影響は小さい」と開き直り、新型フィルタの設置を取りやめると審査会合で表明しています。

(1) ご存知のように、大飯原発再稼働前の朽木での住民説明会(2017年11月23日)や、県主催の原子力安全対策連絡協議会で、原発の安全性について説明してきたのは、金品を受領していた大塚茂樹氏(原子力事業本部 副事業本部長)です。同じ時期に、裏では金品を受領しながら、再稼働を推進していました。このような人物の説明は無効だと表明し、原発の運転を停止するよう求めるべきではないでしょうか。

(2) 高浜4号の12月中旬の原子炉起動は認められない、と表明すべきではないでしょうか。

(3) 稼働中の高浜3号、大飯3・4号の運転を停止すべき、と表明すべきではないでしょうか。

(4) 老朽原発は、原子炉圧力容器や電気ケーブルを取り替えることはできず、事故の危険は一層高まります。美浜3号のUPZには、長浜市をはじめ多くの県民が暮らし、事故になれば琵琶湖も汚染されてしまいます。関電は2020年7月には美浜3号の工事を完了し、事前了解を得て再稼働しようとしています。

老朽原発の再稼働反対と廃炉を求める、と表明すべきではないでしょうか。

3. 立地並みの「事前了解の権限」を含む安全協定の早期締結について

東海第二原発の例にならい、滋賀県は関電に対して、「事前了解の権限」を含む安全協定の締結を求めてきました。関電の大塚氏は「立地自治体とは歴史が違う」等と発言し、拒否してきました。「寄付金」等の名目で立地自治体に巨額のカネを投入し、「安全対策工事」で立地企業を優先して、地元住民の反対の声を封じる等してきた「歴史が違う」とでもいうのでしょうか。

関電は、「事前了解の権限の法制化は国の問題」と逃げ、国は「事業者と自治体の問題」とし、両者がこの問題から逃げ続けることで、現状維持の壁を築いています。

福島原発事故の被害が示すように、ひとたび若狭の原発で事故が起これば、若狭地方・京都・滋賀の住民はもとより、関西全域に甚大な被害をもたらします。これを何としても食い止めた

ければなりません。

自治体の事前了解なしには、実質的に原発を動かすことはできません。「事前了解の権限」を得て、周辺住民の声を反映させなければなりません。「事前了解の権限」を含む安全協定を早期に結ぶべきではないでしょうか。

4. 関電が警備員に署名を受け取らせたことについて

私たちは、10月17日に「関電の原発マネー徹底究明と原子力からの撤退を求める緊急署名」に関電に提出するため、大阪市内の本店に出向きました。関電職員は対応せず、本店建物の外で警備員が受け取るという、住民無視の態度を取りました。署名は、滋賀県の団体も含め、福井・関西・首都圏の18団体が呼びかけ、2週間で4,795筆が集まり、ネット署名では1,400もの怒りのコメントも寄せられました。10月18日には、規制庁と経産省にも署名を提出しました。監督官庁である経産省は「関電はきちっと対応すべき。関電に適切な対応を求める」と述べました。

金品受領に対する社会的批判が強まる中でも、市民の声を無視する関電の対応は許せません。滋賀県からも関電に対し、市民に誠実に対応すべきだと伝えてください。

2019年11月6日

原発を考えるびわ湖の会

ヨウ素剤配ってよ@しが

原発問題に向き合う女性ネットワーク

避難計画を案ずる関西連絡会